

笛吹市立石和南小学校

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

◇はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命または心身に危険を生じさせるおそれがある。

しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、解消後も注視しながら再発防止に努めていかななければならない。何よりも「いじめを生まない学校づくり」を目指す上で大切なことは、教育活動全体を通して、確かな学力を身に付けさせるとともに豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築していくことである。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、笛吹市いじめ防止基本方針（平成26年7月策定）に基づき、本校におけるいじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定する。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）である。なお、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ①いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こり得ることである。
- ③いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、様々な態様がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校、家庭、社会など、全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

◇「いじめ」問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策校内委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) いじめ対策委員会の組織

- ・校長を委員長とし、以下の職員で構成する。
- ・校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭。
- ・事務局は、生徒指導担当が担当し、会議の運営を行う。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの助言を受ける。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ・いじめ防止に関する実態把握と対策の推進。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や検証。

(3) 職員会議および終礼での情報交換及び共通理解

月に一度の職員会議のなかで全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、終礼もしくは職員打合せの時間も必要に応じて利用する。

3 未然防止の取組

(1) 基本的な考え方

- ①いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことは最も重要である。

- ②未然防止の基本は、心の通う人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、意欲的、主体的な態度で授業や行事に参加・活躍できる児童の育成を図っていくことだと考える。
- ③校内研究の「授業づくり」「集団づくり」「環境づくり」の3領域において、有機的に関連させながら教育活動を充実させることによって、「心豊かで、たくましい子ども」を育てていくことが大切である。
- ④「居場所づくり」や「安心安全な学校」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚を育て、互いを認め会える人間関係・学級風土づくりを作り出していくことが大切である。

(2) 具体的な取組

①いじめについての共通理解

いじめの原因や態様、解決の手立てについて、校内研修や職員会議で共有し、平素から教職員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動をはじめ、教育活動全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。

②いじめにむかわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、思いやりの心と人権意識を育む。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる場を設定することで、児童の自己有用感を高めていく。
- ・児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【教師がすること】

(1) 学級経営の充実に努める。

- ◎子供の見取りを生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ◎わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) いじめの早期発見・対応に努める。

- ◎月2回のきずなの日を始め児童と向き合う時間を確保し、年間2回アンケート及び面談の実施。
- ◎日常の子供の見取り
 - ・児童の様子を注意深く観察

- ・月3日以上欠席児童の把握（担任もしくは養護教諭 → 校長）
- ・ささいなことでも教師間で情報交換
- ・児童に関する情報はすべて生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
- ・必要な情報は全職員で共有して対応

(3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。

(4) 道徳教育、情報モラル教育、人権教育の充実

- ◎道徳の授業を通して善悪の判断や実践力を育成すると共に児童の自己肯定感を高める。
- ◎インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。
- ◎全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ◎平和・人権・環境教育等、年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。
- ◎障害等のある児童や特別に配慮が必要な児童への指導を組織的に行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

(1) 帰りの会等で一日を振り返る。

- ◎反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
- ◎学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。

(2) 学級活動の充実。

- ◎児童同士で問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。

(3) 児童会活動の充実

- ◎平等な学校を目指した児童会活動を推進する。
- ◎縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。
- ◎委員会活動を通して自発的活動を培う。

(4) 友達の名前を「さん」「くん」で呼び合うことの実践を行い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

4 早期発見の取組

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくい

ところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を察知し、表情の裏にある心の機微を感じ取れる感性を高め、いじめを許さない力を向上させることが求められている。

また、定期的なアンケート調査や教育相談活動の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組むとともに、児童に係ることを教職員間で共有し、保護者と共に連携して情報を収集するように努めることが大切である。

(2) 具体的な取組

- ①アンケート調査（年2回・6月，12月）
- ②個人ノート，生活ノート，日記の活用
- ③個人面談，教育相談の実施
- ④日常観察
- ⑤児童や保護者，地域住民からの相談

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携しながら対応に当たることが重要だと考える。

(2) 具体的な取組

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけなど、いじめを疑われる行為を発見した場合、毅然とした態度で指導する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策校内委員会」において直ちに情報を共有する。

②いじめられた児童及びその保護者への対応

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童を徹底的に守り通すことや秘密を守る方針を伝える。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、組織的にいじめを止めさせその再発を防止する措置を取る。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを加えた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識と態度を行き渡らせるようにする。

⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、研修会等を実施しながら保護者にもこれらについての理解を求めていく。

(3) 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（いじめ防止対策推進法第28条）である。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

（「いじめ防止のための基本的な方針」より）

①いじめの重大事態については、本基方針及び「調査に関するガイドラン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

②児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったと

きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

③学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会に事態発生について報告する。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有し、組織的に対応するよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。毎月ある「きずなの日」をはじめ、児童と向き合う時間を確保し、いじめの早期発見・対応に努める。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組む。人事評価においても、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校開放や家庭訪問、学校便りを通じて、いじめの問題の重要性をについて理解を求めるとともに、連携・協働体制の構築を図る。

平成26年4月策定

平成30年4月改定

令和6年 4月改訂